

## 一般社団法人 日本矯正歯科学会認定医 「矯正歯科臨床研修」における到達目標

### 治療経験

#### (1) 永久歯列期の矯正治療 (10 症例以上)

抜歯症例、非抜歯症例を含むマルチブラケット症例で、マルチブラケット装着前の資料採得、症例分析、診断、治療方針の立案、マルチブラケットによる動的治療、保定の開始まで、すべてを指導者の下で主治医として自ら行うこと。

#### (2) 混合歯列期の矯正治療 (3 - 5 症例以上)

混合歯列期における動的治療の症例で、動的治療開始前の資料採得、症例分析、診断、治療方針の立案、装置の作成、動的治療の遂行のすべてを指導者の下で主治医として自ら行うこと。

#### (3) 診断 (10 症例以上)

指導者のもとで (1) (2) の症例以外の症例で、初診時資料採得、症例分析、診断、治療方針の立案を自ら行うこと。

#### (4) 装置の作製、装着 (15 装置以上)

歯の移動のための矯正装置、顎外固定装置、床矯正装置、側方拡大装置、機能的矯正装置、保定装置を含む装置の装着を (1) (2) 以外の症例で経験すること。

#### (5) 治療の経験 (110 症例以上)

指導者のもとで資料の採得、動的矯正治療の処置、保定観察、保定装置の調整等のいずれかの処置を (1) (2) 以外の症例で自ら経験すること。